

家庭ごみ「ごみ処理手数料制度」ってどうなるの？

平成 30 年 4 月 1 日から開始する家庭ごみの「ごみ処理手数料制度」について、今回は質問返答形式でご案内します

Q1 「ごみ処理手数料制度」ってどういうこと？

A1 **ごみ処理手数料制度**とは、ごみの処理に係る費用の一部をごみを出す人を対象に、税金とは別に、ごみを出す量に応じて手数料をご負担していただく制度です。ごみを多く出す人は負担が多く、ごみを出す量が少ない人は負担が少なくなり、負担の公平性を図ることができます。県内のほとんどの自治体が採用しており、ごみの減量化・資源化への積極的な取り組みに大きな成果をみせています。

Q2 なぜ有料化が必要なの？

A2 ごみに関する土岐市が抱える問題点として、一人が出す年間のごみの量が全国の平均値や岐阜県の平均値を**大きく上回っている**ことがあげられます。また、東濃地方の自治体でこの制度を採用していないのが、土岐市だけになり、近隣市町村の住民が土岐市のごみ袋を使ってごみ出しをしたり、環境センターへごみを持ち込んだりしているという報告が後を絶ちません。ごみの減量化・資源化並びに違法なごみの排出抑制を推進し、循環型社会への転換を図ることがその大きな目的です。

Q3 どれくらいの割合を負担すればいい

A3 制度の採用により、ごみ処理にかかる経費の3割程度をごみを出す方にご負担いただき、将来にわたり、安定したごみ処理事業を維持していきます。

Q4 何のごみが有料になるの？

A4 家庭から出る「燃えるごみ」と「燃えないごみ」それから「粗大ごみ」が対象です。「資源物」は有料化しません。

平成 28 年度では燃えるごみ(大)1袋を処理するために(容量を 4.5 kgとした場合)
約 120 円の経費(収集・処理・処分)がかかっています。

Q5 燃えるごみと燃えないごみのごみ袋の料金はどうなるの？

A5 ごみ処理手数料が含まれた**新しい指定ごみ袋**を販売店で購入していただくことになります。新しい価格は次のとおりです。

区分	サイズ	価格(税込)	1枚の容量
燃えるごみ ・ 燃えないごみ	大(20枚入)	900円	45L
	中(20枚入)	700円	35L
	小(20枚入)	300円	15L

Q6 粗大ごみの出し方はどうなるの？

A6 これまでどおり事前にお電話にて予約申し込み後、指定の**粗大ごみシール**を販売店で1点につき**1枚 500円(税込)**で購入していただき、粗大ごみに貼って、指定日に指定ごみステーションに出してください。

Q7 環境センターへ持ち込んだ場合の料金はどうなるの？

A7 **50キログラム**までごとに**200円(税込)**のごみ処理手数料を環境センターの受付窓口にてお支払いください。ごみの種類は問いません。
資源物は手数料をいただきません。

Q8 残った今のごみ袋はどうしたらいいの？

A8 今お使いのごみ袋は、平成 30 年 4 月 1 日の有料化スタートから 3 か月後の**6月30日まで**はご使用いただけます。その後も資源物をゴミステーションに出す場合や、各種ごみを環境センターへ直接持ち込まれる場合には、引き続きご使用いただけます。
なお、ごみ袋の買取りや交換はいたしかねますので、計画的なご購入をお願いいたします。